

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年7月13日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年7月28日から同年8月17日まで縦覧に供する。

平成21年7月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
さぬき市	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 前ノ池地区	さぬき市建設経済部 土地改良課
”	単独県費補助土地改良事業（農道事業）栄町地区	”